平成 28 年 4 月 1 日

社会医療法人杏嶺会　行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１　計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

２　内容

（１）　妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備

（内約）労働者管理職等に対し、母性健康管理に関する情報提供や研修を実施し、諸制度を個々の事情にあわせて説明し、院内ネットを通じ常時閲覧できるような体制をとる。

（２）　産前産後休業後の原職又は原職相当職への復帰の為の業務内容や業務体制の見直し

（３）　子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の運営

（内約）事業所内託児施設の 24 時間保有の学童保育、幼稚園児の帰宅後保有の受入れ等、利用率向上を図る。

（４）　育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜残業の制度、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

（内約）(1) へ

（５）　出産や子育てによる退職者について再雇用制度の実施

（６）　多様な働き方の選択肢を拡大するための短時間勤務や隔日勤務の導入

（内約）職員で小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する者は申し出ることによって、就業規則に定める所定労働時間について、午前 9 時から午後 4 時まで（うち休息時間は正午から午後 1 時までの 1 時間とする）の 6 時間とすることができる。また 1 歳に満たない子を養育する女性職員は更に 30 分ずつ 1 回の育児時間を請求することができる。

（７）　託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレ設置等の整備、各種子育て支援サービスの場の提供

（内約）キッズスペースを設け、親子連れに気軽に来訪してもらえるよう環境整備をする。

（８）　若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進

以上